

自動体外式除細動器（AED）賃貸借物件仕様書

1. 概要

本仕様書は、高知市針木運動公園、高知市城ノ平運動公園及び高知市土佐山運動広場に導入する自動体外式除細動器（以下「AED」という。）について定めるもので、次項に適合し、かつ医薬品医療機器等法上の承認を受けているものとする。

2. 契約期間（賃貸借期間）

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

3. 設置場所及び設置台数

	名称	住所	施設名	台数
1	高知市針木運動公園	高知市針木北 1-15-15	管理事務所	1
2	高知市城ノ平運動公園	高知市鏡小浜 435-2	ソフトボール専用球場	1
3			多目的広場	1
4	高知市土佐山運動広場	高知市土佐山 1137	管理棟	1

4. 機器例示品

- (1) 日本光電工業株式会社 カルジオライフ AED-3100
- (2) 株式会社フィリップス・ジャパン ハートスタート FRx+e
- (3) オムロンヘルスケア株式会社 レスキューハート HDF-3500
- (4) 株式会社CU CU-SP1
- (5) 旭化成ゾールメディカル株式会社 ZOLL AED Plus
- (6) 日本ライフライン株式会社 ガーディアックレスキュー RQ-6000

5. 機器等仕様（設置1台あたりの構成）

(1) AED 本体：1台

- ① 医療用具（除細動器）として薬事法上の承認を得ていること。また、非医療従事者に対しても使用が認められているものであること。
- ② 「JRC 蘇生ガイドライン 2020」に準拠した機種であること。
- ③ 毎日、AED 本体・電極パッド、バッテリーについてのセルフテストを行い、AED の使用可否について目視で確認できること。
- ④ 切換スイッチ等により、小児・成人モードの変更ができること。
- ⑤ AED の操作方法及び心肺蘇生の手順を誘導する日本語の音声ガイダンス機能を有すること。
- ⑥ 防水・防塵性は IP55 以上を有していること。
- ⑦ 遠隔監視機能により、AED の状態を管理する機能を有すること。
- ⑧ AED 本体の保証期間は5年間以上であること。
- ⑨ イラスト表示やランプ点灯により難聴者等の使用に配慮した機器であること。

(2) 電極パッド：1組（本体付属品）

※ 未就学児専用パッドで対応する機種については、小学生～大人用と未就学児用を各1組備えること。

(3) バッテリー：1組（本体付属品）

(4) 救急セット：1組

- ① 衣服切除用はさみ：1個
- ② 使い捨て不織布またはタオル：1枚
- ③ カミソリまたは除毛テープ：1個
- ④ 感染防止用手袋：1双
- ⑤ 人工呼吸補助用具：1個

(5) AED収納用バッグ：1個

- ① 本体の保護及び救急セットを一体で収納できるもの。

(6) 壁掛け型収納ケース：1台

- ① AED収納用バッグが収納できること。
② 扉を開けるとブザーが鳴り、扉を閉めるとブザーが鳴りやむこと。
③ 電源等の配線工事が不要であること。

(7) AED遠隔監視システム

- ① AEDのセルフテスト機能による配信結果に異常を検知した時や、消耗品等の使用期限が近くなった際に、通知する機能を有すること。
② 24時間365日、遠隔で自動監視が可能であること。(ただし、設置場所の電波状況等によりAED情報を受信できない場合はこの限りではない。)
③ 本契約による全てのAEDを一元管理できること。
④ システムの導入に際して、設置箇所の電源使用及び電源工事が不要であること。

6. 機器の設置

AEDの設置にかかる費用は受注者の負担とし、契約期間の開始日までにすべての物品について納入すること。なお、機器の設置箇所については、発注者と協議のうえ、適正な位置に設置するものとする。

7. 問い合わせ先の確保

24時間365日対応可能なコールセンター等でAEDに関する問い合わせ先を確保すること。

8. 保証等

- (1) AED本体の保証期間中における通常の使用での故障や不具合には無償で対応すること。
(2) 契約期間中に必要なバッテリー・電極パッドの定期交換に係る費用については、賃貸借料に含むものとする。
(3) 契約期間中、賃貸人の負担において動産総合保険を付すこと。ただし、賃貸借契約において同等以上の保証が確保されている場合は、その限りではない。
(4) 契約期間中において、日本蘇生協会に基づくガイドライン等の変更があった場合には、賃貸借人に情報提供を行い、AED本体のシステム設定変更等については、必要に応じて実施すること。

9. その他

- (1) 当仕様書に定めのない事項については、事前に発注者と協議し、決定すること。